

第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 計画期間

- (1) 保険給付の円滑な実施のため、3 年間を 1 期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。
- (2) 次期計画期間は令和 9 年度～11 年度の 3 年間

2 計画の位置づけ

- (1) 制度上の位置づけ

高齢者福祉計画

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」

介護保険事業計画

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に策定することが法で示されています（老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項、介護保険法第 117 条第 6 項）。高齢者福祉計画のうち、介護保険サービス等に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画となります。

- (2) 国の動き（社会保障審議会介護保険部会）

第 134 回社会保障審議会介護保険部会（令和 8 年 3 月 9 日）において、「第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）」が示され、7 月 15 日に「第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針（案）」が示されました。第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針は令和 8 年 10 月頃に告示される予定です。

《基本的考え方》

- 2040 年を見据えた中長期的な視点
- 地域包括ケアシステムの深化
- 介護 DX の推進

- 地域差拡大に応じた計画策定
- 介護人材の確保と職場環境の改善

《見直しのポイント（案）》

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

《新たに加える・検討する事項》

- 保健福祉事業の実施
- 2040 年を見据えた中長期的な視点をもった推計の実施
- 地域の類型を念頭においた計画策定
- 認知症施策推進基本計画との一体的な策定
- 医療との連携状況や高齢者向け住まいの状況を踏まえたサービス基盤の整備

3 作成に向けたスケジュール

年 月	内 容
令和8年5月	・サービス見込量の計画と実績との乖離要因分析 ・日常生活圏域ごとのサービス提供体制把握 ・2040年に必要と考えられるサービス提供体制検討 ※県からの作業依頼
令和8年6月11日	・計画策定業務 入札
令和8年7月～10月	・サービス見込量の設定作業 ・事業所調査（7月） ※市独自調査 ・保健福祉事業検討
令和8年8月7日	・介護保険第1回運営協議会
令和8年7月～12月	・「見える化システム」（※）でサービス見込量と保険料推計を県へ報告（～3月） ・計画素案の作成（12月頃までを目標）
令和9年1月中旬	・介護保険第2回運営協議会（素案・保険料）
令和9年1月下旬～2月下旬	・パブリックコメント
令和9年3月上旬～中旬	・介護保険第3回運営協議会（計画策定） ・介護保険条例の改正
令和9年4月1日	・第10期介護保険事業計画スタート

（※）「見える化システム」

都道府県、市町村における介護保険事業計画の策定を支援するためのシステム。
介護サービス見込量、介護保険料の推計機能がある。